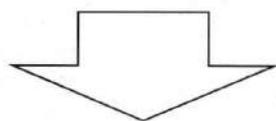


問5. NFT（非代替性トークン）やDeFi（分散型金融）については、納税計算が複雑であることから、計算のハードルを下げるためにも、「少額決済の非課税」や「異なる仮想通貨間の売買の非課税」などの税制改正を行うことで、NFTとDeFiの認知普及が促進されるようにするべきと考えるが、見解如何。

- 委員ご指摘の NFT や DeFi（ディファイ）については、暗号資産のように取引業者から年間取引報告書の提供がないことから、納税者ご自身で所得金額を計算することになると承知しています。

そのため、納税計算が複雑との御指摘については、まずは、関係省庁において申告に関する情報の広報周知を行い、納税者の方が適正に申告できる環境整備を図ることが重要と考えております。



（次頁あり）

(注1) NFT (Non-Fungible-Token) とは、日本語では「非代替性トークン」と訳されるもの。デジタル資産は容易にコピーを作成できることから、オリジナルであることの証明が課題とされていたところ、ブロックチェーン技術を活用して発行されるNFTにより、オリジナルであることが証明されることとなる。

(注2) DeFi (Decentralized Finance) とは、FT (代替性トークン) の一種であり、ブロックチェーンのネットワーク上に構築される金融エコシステムのことを指す。

- 加えて、これらの取引に係る課税関係については、国税庁において、引き続き、丁寧に周知・広報を行っていくものと承知しております。
  
- その上で、ご指摘のような非課税措置を創設することについては、まずは関係省庁において、その必要性等について検討していただく必要がありますが、NFT等以外から生じた他の所得とのバランスなど課税の公平性等の観点も踏まえた慎重な検討が必要であると考えております。

(参考) タックスアンサー (本年4月1日国税庁HPに掲載予定)

- 1 いわゆるNFT(非代替性トークン)やFT(代替性トークン)が、暗号資産などの財産的価値を有する資産と交換できるものである場合、そのNFTやFTを用いた取引については、所得税の課税対象となります。
  - ※ 財産的価値を有する資産と交換できないNFTやFTを用いた取引については、所得税の課税対象なりません。
- 2 所得税の課税対象となる場合の所得区分は、概ね次のとおりです。
  - (1) 役務提供などにより、NFTやFTを取得した場合
    - ・ 役務提供の対価として、NFTやFTを取得した場合は、事業所得、給与所得又は雑所得に区分されます。
    - ・ 臨時・偶発的にNFTやFTを取得した場合は、一時所得に区分されます。
    - ・ 上記以外の場合は、雑所得に区分されます。
  - (2) NFTやFTを譲渡した場合
    - ・ 譲渡したNFTやFTが、譲渡所得の基因となる資産に該当する場合(その所得が譲渡したNFTやFTの値上がり益(キャピタル・ゲイン)と認められる場合)は、譲渡所得に区分されます。

(注) NFTやFTの譲渡が、営利を目的として継続的に行われている場合は、譲渡所得ではなく、雑所得又は事業所得に区分されます。

  - ・ 譲渡したNFTやFTが、譲渡所得の基因となる資産に該当しない場合は、雑所得(規模等によっては事業所得)に区分されます。

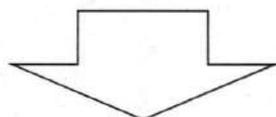


問6. 暗号資産の売却による利益についても、株式の売買による利益に対する課税と同じように20%分離課税の対象とすべきではないか。

〈答弁のポイント〉

- ・ 暗号資産の取引による所得に20%の分離課税を採用することについては、株式のように、家計が暗号資産を購入することを国として推奨することが妥当なのかなど、様々な課題がある

- 暗号資産の取引に係る所得については、外国通貨の為替差益と同様に、原則として雑所得に区分され、総合課税の対象となります。
- 上場株式等の譲渡益等については、税制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点のほか、
  - ・ 「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受け
  - ・ 一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、20%の分離課税が採用されております。



(次頁あり)

- 暗号資産の取引による所得に20%の分離課税を採用することについては、
  - ・ 給与や事業で稼いだ方は最大55%の税率が適用される一方で、暗号資産で稼いだ方は20%の税率で良いとすることについて、国民の理解を得られるか、
  - ・ 株式のように、家計が暗号資産を購入することを国として推奨することが妥当なのか、など、様々な課題があると考えています。

(参考1) FX取引との関係について

- 一定のFXを含む先物取引による所得については、
  - ・ 先物取引が、価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等、重要な役割を担っていることを踏まえ、
  - ・ 幅広い投資家の市場参加を促すことが重要であるとの観点から分離課税が適用されているところ。  
暗号資産をこれと同列に論ずることは難しいのではないかと考えている。

(参考2) 政府税制調査会 金融小委員会 (平成16年6月15日)

金融所得課税の一体化についての基本的考え方

一 金融所得課税一体化の意義

(2) 税制論からみた位置付け

我が国の所得税制は、包括的所得税を基本として構築されているが、金融所得課税については、課税ベース拡大のための取組みの中で、税制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点から、比例税率による分離課税が導入されてきた。今般の金融所得課税の一体化は、現下の「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受け、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、現行の分離課税制度を再構築するものである。

(参考3) 平成30年6月25日(月) 参・予算委 藤巻 健史議員  
(維新)の質問に対する麻生財務大臣の答弁(抄)

(藤巻健史議員)

(ブロックチェーンの発展と表裏一体である) 仮想通貨の儲けは総合課税の雑所得である。去年は仮想通貨がかなり上がりましたが、非常に高い税金、55%の税金を払っている人が居る。しかし今年は仮想通貨の値段が落ちている、大損している人が居る。それに対して何も補てんがないんです。特に雑所得ですと、他の給料や不動産収入と損益通算が出来ませんし、それから翌年に繰り越すことが出来ない。要するに儲ければ、ごっそり税金をもらって、損したら何もしない。他にそのような税制はない。給料や不動産所得でも最高税率にいくことはあるが、大損することはない。儲けたり、大損したりする金融は総合課税になった例はない。要は分離課税みたいに株やFXというのは、税率の低い分離課税になっているわけです。私は参議院の財政金融委員会で聞いていますけれども、確かに税務当局から色々な話があります。税の論理からいえば納得することはあるんです。税務当局は税の論理で色々考えますから、納得することもある。しかし日本の未来を築くかもしれないブロックチェーン並びに仮想通貨についてはですね、税の論理で言っちゃいけ

ないと思うんですよね。日本の未来の論理、日本がどうやって食べていくかという論理で考えないといけない。ということはやっぱり税制で日本の未来を殺しちゃいけないと思うんですよね。そういう意味で言うとやはり今の日本の税制というのは日本の未来を殺しているんじゃないかと思うので、仮想通貨については税の論理ではなくて、首相がリーダーシップをとって、きちんと改正していくことが重要だと思うんですが、いかがでしょう。

(麻生財務大臣)

仮想通貨って言葉はほとんど使わない言葉になってしましまして、基本的には暗号資産、クリプトアセット、バーチャル・カレンシーズという言葉が国際金融社会では使われております。日本はそこまで法改正はしておりませんので、

この問題は使う用語が煩雑に短期間で変わることが世の中でまだどうなるかよくわからんものの一つだと思っております。少なくともこのブロックチェーンにつきまして、仮想通貨、クリプトアセットにつきましては中国では禁止、韓国でも禁止になっているのはご存じのとおりです。これはハッシュ関数というのを使って色々やっていくのはご存じだと思いますが、今私どもはこういった中であって少なくともこれを使った利用者の方々がいわゆる、詐欺にあつたみたい、損したみたいとかそういったことが出ることによって利用者の利益というものに関しましては、引き続き見守っていかねばならんという金融庁の立場です。その上で20%の分離課税をすれと簡単に言えばそういうことを言っておられるんだと思いますが、これは同じ1億円を稼いだと言う話であって、給与や事業で稼いだ方にあつては、最大55%の税率がかかるんだと思いますが、傍ら仮想通貨、いわゆる暗号資産を利用した人は20%の税率で良いと、これは世間で通用しますかね。そっちが政権を取ったら知りませんけど、私はまずそういったところで国民の理解を得られるのかと思っております。

株と同じように、いわゆる家計で現金から債権や株への資産運用と我々は言っておりますけれども、その中の一つに仮想通貨を推奨すると、それほど、クリプトアセットというのは信用が国際社会の中で得られているのであろうか。この点に関しては疑問です。

3つ目は、仮想通貨をやるに当たって、間違いなくブロックチェーンというコンピュータを使った技術が間違えなく必要、これがな

ければ成り立たないものですから、こういったものをやるに当たって、ブロックチェーンを育成していく、なにも仮想通貨以外にも使えますから。そういった意味ではブロックチェーンの技術を育成していくために、仮想通貨の購入、利用というのをそのために後押しする必要があるのか等様々な問題があるのだと思っております。この点に関して、日本が遅れているという話ですが、日本は一番進んでいると思っておりますが、色々な意味で私たちとしては、慎重な対応をしていきながらも、育成していく方向として考えていきたいと思っております。



R4.3.16 水 参・財金 藤末 健三(自民)(法案)対参考人

問7. 米国では2022年2月に、少額の暗号資産決済を免税とする超党派法案を再提出した。日本でも、暗号資産が日常的な決済手段として普及するよう、少額の暗号資産決済の非課税化を検討すべきと考えるが、見解如何。

(注) 秘書は、質疑の場合では、問5と内容が類似するのでまとめて聞く可能性があるが、別々に聞く場合は、問5と答弁内容が重なることは構わない、と言っていた。

- 議員ご指摘の暗号資産について少額決済非課税といった措置を講じることについては、まずは関係省庁において、その必要性等について検討していただく必要がありますが、暗号資産以外から生じた他の所得とのバランスなど課税の公平性等の観点も踏まえた慎重な検討が必要であると考えております。

(参考) 米国における「Virtual Currency Tax Fairness Act of 2022」(「仮想通貨課税公正化法」)の提出について

米国の超党派の議員グループにより、2月3日、個人的取引における仮想通貨の処分から生じる利得について200ドルを超えない場合は総所得から除外し、税務報告の必要性をなくす法案が提出されている(法案は提出されたのみでその後動きなし(3月15日現在))。法案は成立すれば2021年12月31日以降のすべての取引に適用される。

共和党のDavid Schweikert議員は声明で、「暗号通貨は日常生活を立て直すためのツールであり、各国政府は税法上これらの通貨を公平に扱うよう努力する必要がある。この法案はデジタル経済を成長させる土台となる」と述べている。

